



令和4年度

柏市立柏中学校

P T A 定期総会 (資料)

日時 令和4年4月23日 (土)

午前 9時00分 開会

会場 柏中学校 視聴覚室 (3階)

本資料は総会当日
必ずご持参ください



令和4年度PTA総会 次第

1. 開会のことば
2. 会長挨拶
3. 校長挨拶
4. 議長選出
5. 書記任命
6. 議事
 - ・ 第1号議案「令和3年度PTA活動報告」 P 2. 3
 - ・ 第2号議案「令和3年度PTA決算報告ならびに監査報告」 P 4. 5
 - ・ 第3号議案「PTA会則の一部改定(案)」 P 6. 7
 - ・ 第4号議案「令和4年度本部役員(案)」 P 8
 - ・ 第5号議案「令和4年度PTA活動計画(案)」 P 9. 10
 - ・ 第6号議案「令和4年度PTA収支予算書(案)」 P 11. 12
7. 質疑・応答
8. 議長解任
9. 令和3年度本部役員退任挨拶
10. 閉会のことば

【第1号議案】令和3年度PTA活動報告

《PTA本部役員会》

◎年間の主な活動について ※毎月1回開催の本部会にて活動計画や運営方針を

4月	・部活動保護者会（部活動支援体制や備品利用についての説明）
5月	・柏市PTA連絡協議会広報研修会 → 中止 ・第一地区青少年健全育成推進協議会総会（青少協）出席 ・柏市PTA連絡協議会総会（柏市P連） → 書面議決開催 ・給食試食会 → 中止 ・体育祭代替行事『スポーツフェスティバル』
6月	・さわやかあいさつウィーク（青少協）参加 ・青少年補導委員 勉強会出席
7月	・Pボラパトロールプレート取付け募集 ・夏季パトロール（青少協）参加 ・柏市P連主催バレーボール大会 → 中止 ・本部だより（NO.1）発行
8月	・明原まつり（後援会主催） → 中止
9月	・社会人権教育地区別研修会（オンライン開催）出席
10月	・東葛駅伝大会 → 中止 ・柏翔祭 → 中止
11月	・PTA主催講演会「中学生時代の今・食べることの大切さ」「頑張らない…でも映えるお弁当作り」開催。後日PTA会員限定YouTube配信 ・さわやかあいさつウィーク（青少協）参加 ・「おいでくだ祭！バザー牧場2022」主催 文化委員会が中心となり、本部は受付やパソコン見守りなどの企画運営サポート
12月	・秋のミュージックステーション（青少協）撮影 ※小中3校の合同演奏会 ・歳末パトロール（青少協）参加
2月	・新入生説明会（PTA、専門委員会、PTA会員登録について）中止 学校配付資料に挟み込み ・さわやかあいさつウィーク（青少協） → 中止 ・ふれあい広場（青少協） → 中止
3月	・卒業式 PTA会長のみ来賓参列 ・本部だより（No.2）発行
4月	・入学式 PTA会長のみ来賓参列 ・令和3年度PTA総会

◎その他の活動について

- ・実行委員会の提案議案の作成及び招集
- ・PTA研究大会や各種PTA研修会・会議などへの参加
- ・柏市PTA連絡協議会（柏市P連）への参加、協力
- ・第一地区青少年健全育成推進協議会（青少協）への参加、協力
- ・柏中学区内小学校（柏第一小・旭東小）の入学式、卒業式、運動会等への出席 → 来賓なし
- ・柏市PTA連絡協議会の運営委員として活動

《専門委員会》

◎年間の主な活動について ※各専門委員会（必要に応じて都度開催）にて活動内容を検討

学年委員会	広報委員会
6月 PTA ボランティア振り分け 7月 一学年委員招集 令和4年度林間学校説明について 9月 二学年委員、林間代替え行事説明 1月 二学年委員、修学旅行説明会 3月 卒業式記念品配付 ＊8月～3月 卒業対策委員会（3年生のみ）	5月 「あかしや」第251号発行 9月 「あかしや」第252号発行 3月 「あかしや」第253号発行 ＊各種学校行事、PTA 行事など取材実施 ＊随時、企画編集会議・編集作業実施
厚生委員会	文化委員会
5月 スポーツフェスティバル 運営サポート (受付・警備) 7月 除草作業 雨天中止 8月 除草作業 緊急事態宣言中につき中止 10月 除草作業 11月 落ち葉掃き作業	7月 バザーについて打ち合わせ 7月 第1回提供品回収 10月 第2回提供品回収 10月 バザー提供品値付け 11月 第3回提供品回収 11月 PTA バザー全般担当 ＊提供品販売・体育授業動画・部活動写真スライド・美術部作品展示・吹奏楽部ステージの企画、運営

※実施したPTAボランティア（Pボラ）について

- 7月 「プレート隊」
- 7月 「除草隊」(1回目)
- 8月 「除草隊」(2回目)
- 10月 「除草隊」(3回目)
- 11月 「落ち葉掃き隊」

【第2号議案】 令和3年度PTA決算報告ならびに監査報告

一般会計
収入の部

(単位：円)

項目	令和3年度予算	令和3年度決算	備考
繰越金	407,195	407,195	
会費	1,692,000	1,704,000	PTA会費(世帯数450、職員36名)月額300円 前年度PTA会費
雑収入	5,000	13,654	預金利息 校章販売 令和2年度補導委員会会費返金
合計	2,104,195	2,124,849	

支出の部

項目	令和3年度予算	令和3年度決算	備考	
運 営 費	会議費	10,000	10,000	総会、実行委員会開催費
	褒賞費	80,000	70,520	新入生校章、新入生の保護者ネームホルダー購入
	印刷費	50,000	50,000	学校印刷費
	広報紙発行費	80,000	41,140	広報紙「あかしや」印刷費(3部)
	保険料費	50,000	39,394	PTA団体総合補償保険関連費
	接待費	10,000	0	来賓接待費
	渉外費	80,000	1,500	補導委員会費 研修会と県P連研究大会は中止
	慶弔費	100,000	53,000	香典 退出職員花代
	消耗品費	50,000	6,162	PTA役員使用事務用品
	卒業対策費	330,000	338,130	卒業記念品、卒業関係費 154名分
	負担費	70,000	53,200	市P連会費
	備品購入費	200,000	298,980	保護者来校証ホルダー 空気清浄フィルター 体育館ヒーター
	運営費小計	1,110,000	962,026	
	活 動 費	本部活動費	50,000	9,992
学年委員会		10,000	0	委員会活動費
広報委員会		10,000	1,380	”(USB)
厚生委員会		10,000	415	”(ファイル)
文化委員会		10,000	7,485	”(バザー用飾りつけ、ラッピング)
特別活動費		15,000	5,000	PTAバレー活動補助費 PTAコーラス活動中止
活動費小計	105,000	24,272		
補 助 費	学校行事費	150,000	0	柏市民文化会館使用料(柏翔祭中止)
	部活動補助費	300,000	291,274	活動費、県大会交通費、消耗品購入補助、日よけタープ3基購入
	夢プラン補助金	30,000	20,000	講演料補助
	駅伝関係補助	50,000	48,549	駅伝活動補助
	環境・美化	50,000	27,719	除草作業用品 参加者飲料
	周年事業積立金	20,000	20,000	周年記念行事積立金
	補助費小計	600,000	407,542	
予備費	289,195	18,962	創立75周年砂利アート	
合計	2,104,195	1,412,802		

※項目間の流用を妨げない。

収入 ¥2,124,849 - 支出 ¥1,412,802 = 収支残高 ¥712,047 次年度繰越金。

◎特別会計

◆収入の部

(単位:円)

項目	令和3年度予算	令和3年度決算	備考
繰越金	585,230	585,230	前年度の決算結果
体育祭飲物収入	130,000	0	
バザー関係収入	700,000	80,440	バザー(カッシー市)売上
雑収入	4	5	預金利息
合計	1,415,234	665,675	

◆支出の部

項目	令和3年度予算	令和3年度決算	備考
体育祭関係費	100,000	0	
部活動関係費補助	150,000	80,310	
バザー関係費	470,000	0	
周年記念事業等積立基金	30,000	30,000	
地域活動助成金	10,000	10,000	青少協活動寄付
予備費	655,234	0	次年度運用資金含む
合計	1,415,234	120,310	

収支合計残

(収入) - (支出) = (収支残高)

665,675 - 120,310 = 545,365 ……次年度繰越金

◎周年記念事業等積立基金

◆収入の部

(単位:円)

項目	令和3年度予算	令和3年度決算	備考
繰越金	2,049,459	2,049,459	
一般会計より	20,000	20,000	
特別会計より	30,000	30,000	
雑収入	16	18	預金利息
合計	2,099,475	2,099,477	

◆支出の部

項目	令和3年度予算	令和3年度決算	備考
記念品	0	0	
記念誌発行代金	0	0	
講師料	0	0	
合計	0	0	

収支合計残

(収入) - (支出) = (収支残高)

2,099,477 - 0 = 2,099,477 ……次年度繰越金

令和4年3月29日 会計監査の結果、適正且つ正確であることを認めます。

会計監査

芝田 亜希子 

掛川 法彦 

【第3号議案】PTA会則の一部改定（案）

・現行までの会則においては、本会活動への参加にあたり、会員資格を有するという事実のみをもって正会員としており、活動を行っておりました。しかしながら本会入会については、強制加入ではなく、自由意志による入会となります。今回の改定に伴い、入退会時における加入時期及び退会方法の明文化を行いたいと考えております。また、会費の徴収業務について従来の校納金と併せての徴収を行うことを改めて明文化し、加えて個人情報保護などの観点からも、新たに学校側と業務委任契約書を締結したいと考えております。

柏中学校PTA会則新旧対照表 ※二重線が改定部分

現行	改定（案）
第2章 会 員	第2章 会 員
<p>第5条 会 員</p> <p>1. 本会の会員は本校に在籍する生徒の父母又はこれに代わる保護者及び教職員とする。但し本会が認めた場合、議決権を持たない特別会員を置くことができる。</p>	<p>第5条 会 員</p> <p>1. 本会の<u>会員資格</u>は本校に在籍する生徒の父母又はこれに代わる保護者及び教職員とする。但し本会が認めた場合、議決権を持たない特別会員を置くことができる。</p> <p>2. <u>会員資格保持者は、所定の会員登録用紙を提出し、正会員となる。</u></p> <p>3. <u>入会は原則として入学年度の初めとする。但し、転入時や本会の会長が承認したときは、この限りではない。</u></p> <p>4. <u>本会の目的から、会員資格保持者に該当する全ての世帯及び教職員の入会が望ましいが、加入は会員資格保持者の自由意志によるものとする。</u></p> <p>5. <u>正会員の退会は、所定の退会用紙を提出し、退会となる。但し、本校会員資格喪失者による退会はこの限りではない。</u></p>
第5章 会 計	第5章 会 計
<p>第18条 会 費</p> <p>1. 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれに充てる。</p> <p>2. 前項の会費は一世帯月額 300 円とする。ただし、特別会員はこの限りではない。</p>	<p>第18条 会 費</p> <p>1. 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれに充てる。</p> <p>2. 前項の会費は一世帯月額 300 円とする。ただし、特別会員はこの限りではない。</p> <p>3. <u>本会の会費は、校納金と合わせて徴収する。徴収方法や徴収に際し必要な情報共有は、学校と締結する業務委任契約書の範囲内で行うこととする。</u></p>

第8章 付 則

第22条 付 則

本会則は、平成13年4月21日から施行する。
平成21年4月23日から一部改定し施行する。
平成26年4月19日から一部改定し施行する。
平成29年4月22日から一部改定し施行する。
平成30年4月21日から一部改定し施行する。
平成31年1月22日から一部改定し施行する。
令和 2年4月25日から一部改定し施行する。

第8章 付 則

第22条 付 則

本会則は、平成13年4月21日から施行する。
平成21年4月23日から一部改定し施行する。
平成26年4月19日から一部改定し施行する。
平成29年4月22日から一部改定し施行する。
平成30年4月21日から一部改定し施行する。
平成31年1月22日から一部改定し施行する。
令和 2年4月25日から一部改定し施行する。
令和 4年4月23日から一部改定し施行する。

【第4号議案】 令和4年度本部役員（案）

令和4年度柏市立柏中学校PTA本部役員を下記の通りとする。

役職名		氏名
本部役員	会長	日下部光紀
	副会長	長妻忠浩 高市樹理 松村百合
	書記	小早川幸子 吉田栄子 吉田裕子（教職員）
	会計	上原紀子 黒川春華 村松恵治（教職員）
	会計監査	浅浦益美 園部重治

令和3年度選考委員会

委員長 掛川法彦

副委員長 山田仁 教頭先生

委員 森田静香 山口麻子

活動期間

令和3年11月27日選考委員会発足

令和3年11月27日から令和4年4月23日

【第5号議案】 令和4年度PTA活動計画（案）

《活動の基本方針》

PTAと学校、家庭、地域社会が相互に連携、協力し、子どもたちの健全な育成を支援する。そして、柏中の教育目標の達成と推進を図る。

《PTA活動の役割》

- ◇ 子どもたちが円滑かつ充実した学校生活を送るための支援
- ◇ 保護者会員自身が親として互いに向上・成長できる環境の整備や機会の提供
- ◇ 地域生活の核であり防犯・防災拠点でもある学校と地域住民との連携役を推進
- ◇ 会員相互の親睦を深め、学校教育活動への参加協力意識の啓発

《基本活動計画》

1. 学校行事や部活動、地域活動、後援会、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）への支援や協力を積極的に行う。
2. PTA会員によるボランティア活動（Pボラ）を可能な限り充実させ、より多くの会員がPTA活動に参加しやすい風土を作り、みんなで喜びを感じあえる活動を行う。
3. PTA部活動（PTAバレーボール部・PTAコーラス部）の支援を充実させ、会員相互のコミュニケーションを深めるとともに、活動のレベルアップを図る。
4. 地域、学校と三位一体となり、子どもたちを取り巻く安全で清潔な環境作りを推進する。
5. 各種の研修会などに積極的に参加することで、会員自ら教養を高める活動を行う。
6. 新型コロナウイルスによる影響等も考慮し、子どもたちの教育環境の保護に努める。
7. 会員のおかれている家庭環境や事情等を理解し、助け合いながら互いに敬意と尊重をもって活動する。

《個別活動計画》

次ページ参照

【本部役員の主な活動計画】★活動期間は1年間

◎PTA活動全般の立案、指揮・監督

- ◆年次活動計画と予算の作成、実行・管理
- ◆定期総会、実行委員会、全体役員会（年2回）の開催
- ◆専門委員会のサポート
- ◆PTA バレーボール部、PTA コーラスコールフロイデの管理・支援

◎地域、各種団体との連携

- ◆町会、青少協、補導などの地域団体との協議・連絡（パトロールやあいさつウィークなどの参加）
- ◆柏中後援会との協議・連絡
- ◆柏第一小、旭東小のPTAとの連携
- ◆行政や千葉県PTA連絡協議会、柏市PTA連絡協議会との連絡、会議や研修会への参加・協力

◎会員を対象とした研修等の主催

- ◆給食試食会の開催支援
- ◆会員向け講習会（講演会）開催
- ◆次年度役員選出、など

【広報委員会の主な活動計画】

★委員1人当たりの活動期間は6か月程度

◎PTA活動の取材および記録データの収集

- ◆PTA活動（必要に応じて地域活動や学校行事も）に関わる行事や作業の取材と撮影
- ◆各活動をHPで宣伝

◎PTA広報紙「あかしや」の発行

- ◆年間4回発行
- ◆柏市PTA連絡協議会主催の広報紙関連研修会（年2回）への参加

【文化委員会の主な活動計画】

★活動期間は7月下旬-11月の4か月程度

◎PTAバザーに関わる業務全般を担当

- ◆模擬店などの企画運営
- ◆提供品の収集・管理
- ◆会場の設営・撤収
- ◆仕入れや販売等の会計業務
- ◆バザー当日のPボラ（販売補助、焼き隊、設営撤収など）の管理・運営

【学年委員会の主な活動計画】

★活動期間は5-6月10-11月3-4月6か月間程度

◎柏翔祭に関わる業務全般を担当

- ◆会場設営や撤収、受付、誘導、警備など当日の運営サポート

◎PTAボランティア作業（Pボラ）の人員振り分け

- ◆会員全体の年間活動分のPボラ作業の振り分け作業

◎その他

- ◆卒入学式の来賓対応・卒業生見送り準備
- ◆林間学校、修学旅行説明会参加（1, 2年生）
- ◆卒業対策委員（3年生）

【厚生委員会の主な活動計画】

★活動期間は6-12月までの6か月程度

◎体育祭に関わる業務全般を担当

- ◆飲料の前売り引き換え、当日販売
- ◆会場設営や撤収、警備、運営のサポート
- ◆体育祭当日のPボラ（警備、駐輪場整理、撤収）の管理・運営

◎年間を通じた美化活動（除草作業など）

- ◆Pボラの管理・運営

【PTA会員の主な活動計画】

毎年の協力活動として、以下のような各種行事・作業へのボランティア参加

◎PTAボランティア（通称：Pボラ） ※一世帯当たり、年間2回を目安に参加

- ◆開催日程（順延含む）が明確かつ手伝いを要する活動において年度初めに一括募集
除草作業、明原まつり、体育祭、バザー、落ち葉清掃など

◎臨時ボランティア（通称：都度ボラ）

- ◆年度当初に日程が決まらない活動や追加で必要になった活動においてその都度募集
パトロールプレート取付け、除草作業、落ち葉清掃など

【第6号議案】 令和4年度PTA収支予算書（案）

一般会計
収入の部

(単位：円)

項目	令和3年度予算	令和3年度決算	令和4年度予算	備考
繰越金	407,195	407,195	712,047	
会費	1,692,000	1,704,000	1,746,000	485名 月額300円(世帯数450、職員35)
雑収入	5,000	13,654	10,000	校章学校販売 預金利息 他 雑収入
合計	2,104,195	2,124,849	2,468,047	

支出の部

項目	令和3年度予算	令和3年度決算	令和4年度予算	備考	
運営費	会議費	10,000	10,000	10,000	総会、実行委員会、選考委員会関連費
	褒賞費	80,000	70,520	80,000	新入生用校章 新入生保護者ネームホルダー
	印刷費	50,000	50,000	50,000	PTA配布物印刷費
	広報紙発行費	80,000	41,140	80,000	広報紙「あかしや」発行費用(4部)
	保険料費	50,000	39,394	50,000	PTA団体総合補償保険関連
	接待費	10,000	0	10,000	来賓接待
	渉外費	80,000	1,500	80,000	補導委員会費 研修会 県P連研究大会参加費
	慶弔費	100,000	53,000	100,000	PTA会員見舞、香典、退出職員花代
	消耗品費	50,000	6,162	50,000	事務用品
	卒業対策費	330,000	338,130	407,000	卒業生記念品 185名分 (1名2,200円)
	負担費	70,000	53,200	70,000	市P連会費
	備品購入費	200,000	298,980	200,000	学校備品購入補助
小計	1,110,000	962,026	1,187,000		
活動費	本部活動費	50,000	9,992	50,000	PTA活動全般運営費、講演会開催費
	学年委員会	10,000	0	10,000	委員会活動費
	広報委員会	10,000	1,380	10,000	〃
	厚生委員会	10,000	415	10,000	〃
	文化委員会	10,000	7,485	10,000	〃
	特別活動費	15,000	5,000	15,000	PTAバレー、PTAコーラス活動補助
	小計	105,000	24,272	105,000	
補助費	学校行事費	150,000	0	150,000	柏翔祭開催補助 ホール利用料など
	部活動補助費	300,000	291,274	300,000	部活動補助
	夢プラン補助費	30,000	20,000	30,000	講演会開催費用補助
	駅伝関係補助	50,000	48,549	50,000	東葛駅伝活動関連費補助
	環境・美化	50,000	27,719	50,000	除草用品、参加者へ飲料
	周年事業積立金	20,000	20,000	20,000	周年記念行事積立
	小計	600,000	407,542	600,000	
予備費	289,195	18,962	576,047		
合計	2,104,195	1,412,802	2,468,047		

◎特別会計

◆収入の部

(単位：円)

項 目	令和3年度予算	令和3年度決算	令和4年度予算	備 考
繰越金	585,230	585,230	545,365	
体育祭飲物収入	130,000	0	130,000	飲み物売り上げ
バザー関係収入	700,000	80,440	700,000	バザー売り上げ
雑収入	4	5	4	預金利息
合 計	1,415,234	665,675	1,375,369	

◆支出の部

項 目	令和3年度予算	令和3年度決算	令和4年度予算	備 考
体育祭関係費	100,000	0	100,000	飲み物仕入れ等
部活動関係費補助	150,000	80,310	150,000	
バザー関係費	470,000	0	470,000	バザー仕入れ・レンタル代
周年記念事業等積立基金	30,000	30,000	30,000	
地域活動助成金	10,000	10,000	10,000	青少協活動寄付
予備費	655,234	545,365	615,369	次年度運用資金含む
合 計	1,415,234	665,675	1,375,369	

◎周年記念事業等積立基金

◆収入の部

(単位：円)

項 目	令和3年度予算	令和3年度決算	令和4年度予算	備 考
繰越金	2,049,459	2,049,459	2,099,477	
一般会計より	20,000	20,000	20,000	
特別会計より	30,000	30,000	30,000	
雑収入	16	18	16	預金利息
合 計	2,099,475	2,099,477	2,149,493	

◆支出の部

項 目	令和3年度予算	令和3年度決算	令和4年度予算	備 考
記念品	0	0	0	
記念誌発行代金	0	0	0	
講師料	0	0	0	
合 計	0	0	0	

柏中学校PTA 個人情報保護方針

柏市立柏中学校PTA（以下「本会」）は、個人情報の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令等を遵守し、取扱いについては、以下に定める方針に基づき、個人情報保護への取り組みを実施、継続してまいります。

1. 個人情報の取得

本会は、運営上必要な範囲内の個人情報を、適法かつ公正な手段により取得します。

2. 個人情報の利用目的

本会が取得した個人情報は、以下の目的において適正に利用します。会員本人の同意なく利用目的の範囲を超えて利用することは一切ありません。

- 1) 活動等に関する案内
- 2) 資料および書類の送付
- 3) 質問や問合せ等の返答を要する際の連絡
- 4) 会費の請求や管理等に必要な連絡
- 5) 表彰に関する事項
- 6) 取得の際に特記した事項

3. 個人情報の管理

本会は、取り扱う個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じます。また、必要に応じ、明示した利用範囲内で個人情報の取扱いを外部へ業務委託する場合、その委託先に対しても、個人情報の安全性が確保されるよう、適切な監督を行います。

4. 個人情報の第三者への提供

法令に定める場合を除き、事前に関係する会員の同意を得ることなく、個人情報を第三者への開示、提供することはありません。

5. 個人情報の開示

本会が保有、管理している個人情報について、会員本人から自身の個人情報の開示請求があった場合、合理的な範囲において速やかに対応します。

6. 組織・体制

本会は、個人情報保護方針のもと、個人情報の取扱いを適切に行うことにより、本会員の権利および利益の保護に努めます。また個人情報保護の重要性を認識し、継続的に改善および向上に努めます。

業務委任契約書

柏市立柏中学校PTA（以下「甲」という。）と柏市立柏中学校（以下「乙」という。）とは、甲の事務に関して、次の通り業務委任契約を締結する。

（委任事項）

第1条 甲は乙に対し、甲の事務のうち、次の業務を委任し、乙はこれを受諾する。

- (1) 会費の徴収
- (2) PTA広報紙、各種PTA関連文書等の配布
- (3) PTAへの提出物の回収・保管

2 前項各号に明記されていない物が必要が生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第2条 乙は、第三者に対し、委任事項の一部若しくは全部を委任し、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（報酬）

第3条 この業務委任契約に関し、乙は、甲に対して名目の如何を問わずいかなる報酬も支払わない。

（秘密の保持等）

第4条 乙は、業務委任契約履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、保管・管理する書類等を他人に閲覧させ、書写させ又は譲渡してはならない。ただし、法令に特別の定めがあるときは、この限りではない。

（契約期間）

第5条 本契約期間は令和5年3月31日までとする。

2 甲乙いずれにおいても、解除しようとする日の1ヶ月以前まで書面により相手に通知することにより、本契約を解除することができるものとする。

（補足）

第6条 この契約に定めない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和4年4月1日

委任者（甲） 柏立柏中学校PTA

会長

日下部 光紀



受任者（乙） 柏市立柏中学校

校長

逢井 俊彦



柏市立柏中学校 P T A 会 則

第1章 総 則

- 第1条 名 称・所在地及び設立年月日
(1) 本会は柏市立柏中学校 P T A と称す。
(2) 本会の所在地を千葉県柏市明原4丁目1-1とする。
(3) 本会の設立年月日は昭和22年5月1日とする。
- 第2条 目 的
本会は会員相互及び地域社会との協力を密にし、本校生徒の健全な育成の支援並びに本校の教育目標の達成及び推進を図ることを目的とする。
- 第3条 事 業
本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 会員、本校生徒及び地域社会相互の交流
(2) 会員相互の親睦
(3) 会員の啓発
(4) 本校生徒の校外生活指導
(5) その他本会の目的達成に必要な活動
- 第4条 遵 守 事 項
本会は第3条の事業を行うにあたり次の事項を遵守するものとする。
(1) 特定の政党、宗教及び営利目的の団体の支持を行わないこと。
(2) 本会又は本会役員の名をもって公職の候補者の推薦を行わないこと。
(3) 本校による管理運営事項への関与を行わないこと。
(4) 本会員の個人情報の取り扱いについては、本会の「個人情報保護方針」に従い、厳格かつ適正に運用すること。
(5) その他第2条に反する活動を行わないこと。

第2章 会 員

- 第5条 会 員
1 本会の会員資格は本校に在籍する生徒の父母又はこれに代わる保護者及び教職員とする。ただし本会が認めた場合、議決権を持たない特別会員を置くことができる。
2 会員資格保持者は、所定の会員登録用紙を提出し正会員となる。
3 入会は原則として入学年度の初めとする。ただし、転入時や本会の会長が承認したときはこの限りではない。
4 本会の目的から、会員資格保持者に該当する全ての世帯及び教職員の入会が望ましいが、加入は会員資格保持者の自由意志によるものとする。
5 正会員の退会は、所定の退会用紙を提出し退会となる。しかし、本校会員資格喪失者による退会はこの限りではない。

第3章 本部役員

- 第6条 本 部 役 員
本会には次の本部役員を置く。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 3名
(3) 書記 2～4名 (教職員1名を含む。)
(4) 会計 2～4名 (教職員1名を含む。)
(5) 会計監査 2～3名
- 第7条 本 部 役 員 の 選 出 等
1 本部役員は選考委員会の推薦により総会の承認を経て選出される。
2 選考委員会は実行委員会の互選による委員及び教職員若干名をもって組織し、委員の互選により正副委員長を1名ずつ選出する。
3 選考委員会は新役員が第1項の手続きにより選出された時をもって解散する。
- 第8条 本 部 役 員 の 任 務
本部役員の仕事は次の事項とする。
(1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは協力してその仕事を代行する。
(3) 書記は会議及び本会の活動に関する必要書類を作成し、その記録を保存する。
(4) 会計は金銭の出納を行い、その記録を保存する。
(5) 会計監査は会計を監査する。

第4章 会議等

第9条 会議

本会の会議は総会、実行委員会、役員会、本部会及び各専門委員会とする。

第10条 総会

- 1 総会は会員をもって構成し、本会の最高議決機関とする。但し、議決権は一世帯につき1名とする。
- 2 総会は定期総会及び臨時総会とする。
 - (1) 定期総会は1年に1回開催する。
 - (2) 臨時総会は実行委員会が必要と認めた時又は会員の10分の1以上の要求があった時に開催する。
- 3 総会は会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- 4 定期総会は次の事項を審議し承認又は決議する。
 - (1) 前年度の会務の報告
 - (2) 前年度の決算及び今年度の予算
 - (3) 今年度の事業計画
 - (4) 今年度の本部役員を選任
 - (5) その他重要な事項
- 5 臨時総会は必要事項を審議し決定する。

第11条 実行委員会

- 1 実行委員会は役員会並びに各専門委員会の委員長及び副委員長をもって構成し、次の事項を審議し承認または決議する。
 - (1) 総会に提出する議案の作成
 - (2) 欠員が生じた場合の補欠本部役員を選出
 - (3) 各専門委員会の事業
 - (4) その他必要な事項
- 2 実行委員会は原則として毎月1回開催する。

第12条 役員会

- 1 役員会は校長及び本部役員をもって構成し、次の事項を処理する。
 - (1) 実行委員会に提出する議案の作成
 - (2) 総会に提出する議案の作成
 - (3) その他必要な事項
- 2 役員会は必要に応じて開催する。

第13条 本部会及び専門委員会等

- 1 本部会は本部役員をもって構成し、必要に応じて開催する。
- 2 原則として、各専門委員会は次の通りとし、以下の事項を処理する。
 - (1) 広報委員会・会報の発行その他広報活動に関する事項
 - (2) 文化委員会・本会主催の収益事業（バザー）等に関する事項
 - (3) 厚生委員会・体育系行事（体育祭）、環境及び美化等に関する事項
 - (4) 学年委員会・芸術系行事（合唱祭）、PTAボランティア、各種式典等に関する事項第3学年の学年委員は卒業対策委員を兼務
- 3 各専門委員会には委員長1名、副委員長2名を置く。
- 4 専門委員会は必要に応じて開催する。

- 第14条 任 期
1 本部役員及び各専門委員会の委員（以下委員等という）の任期は第3項の場合を除き次年度の定期総会の終決の時までとする。但し再任を妨げない。
2 委員等が任期途中で退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
3 委員等は任期満了後も後任者が就任するまでその任務を行うものとする。

- 第15条 招 集
1 総会、実行委員会及び役員会は会長が招集する。その議長は出席者の中から選出する。
2 本部会は会長が、各専門委員会は当該委員長が招集する。

- 第16条 議 決
本会の各会議の議決は、出席者の過半数をもって決議し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

- 第17条 意 見
本校の校長及び教頭はすべての会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 会 計

- 第18条 会 費
1 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれに充てる。
2 前項の会費は一世帯月額300円とする。ただし、特別会員はこの限りではない。
3 本会の会費は、校納金と合わせて徴収する。徴収方法や徴収に際し必要な情報共有は、学校と締結する業務委任契約書の範囲内で行うこととする。

- 第19条 会 計 年 度
本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日迄とする。

第6章 改 定

- 第20条 改 定
本会則の改定は総会の承認をもって決定される。

第7章 補 則

- 第21条 補 則
本会則に定めのない事項は役員会により別に定める。

第8章 附 則

- 第22条 附 則
本会則は、平成13年4月21日から施行する。
平成21年4月23日から一部改定し施行する。
平成26年4月19日から一部改定し施行する。
平成29年4月22日から一部改訂し施行する。
平成30年4月21日から一部改定し施行する。
平成31年1月22日から一部改定し施行する。
令和 2年4月25日から一部改定し施行する。
令和 4年4月23日から一部改定し施行する。

この会則の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

柏市立柏中学校 P T A 細則

第1条 趣 旨
この細則は柏中学校 P T A 会則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

第2条 慶 弔 費

- 1 慶弔費の支給は、死亡弔慰金、傷病・災害見舞金、餞別とする。
- 2 慶弔費の支給対象及び支給金品は、次の各号に定めるところによる。

(1) 死亡弔慰金

・会員 生徒 教職員の配偶者 歴代校長・会長	花輪又は生花	一基
	香 典	5,000円
・教職員の直系一親等	香 典	5,000円

(2) 傷病見舞金

・生徒の2週間以上入院	5,000円
-------------	--------

(3) 災害見舞金

・会員の住宅が火災で全焼(自然災害を除く。)	10,000円
・会員の住宅が火災で半焼(自然災害を除く。)	5,000円

(4) 餞 別

・教職員の退職または異動	花束代	適宜
--------------	-----	----

第3条 部活動等の補助

本校の部活動を支援する為、予算の範囲内で次のとおり補助する。

- | | | |
|----------------------------|---------|------|
| (1) 小中体連主催相当の市内大会出場の支援 | 部員1人当たり | 300円 |
| (2) 小中体連主催相当の県大会出場の交通費一部支援 | | 適宜 |
| (3) 東葛駅伝関係の支援 | | 適宜 |
| (4) その他必要と認めたものの支援 | | 適宜 |

第4条 その他の補助

その他学校行事等で役員会が特に必要と認めたものを補助する。 適宜

第5条 文書等の保存

- 1 本会の活動に関する文書等の記録物は、保存に努めるものとする。
- 2 保存期間は以下の通りとする。

(1) 領収証、会計帳簿等	5年間
(2) 広報紙及び広報紙に掲載した写真	永久
(3) 議事録及びそれに準ずるもの	5年間
(4) 本会会長名で発信した文書	5年間

第6条 閲 覧

本会が保存する記録物の本会会員による閲覧は、役員会の承認を必要とする。

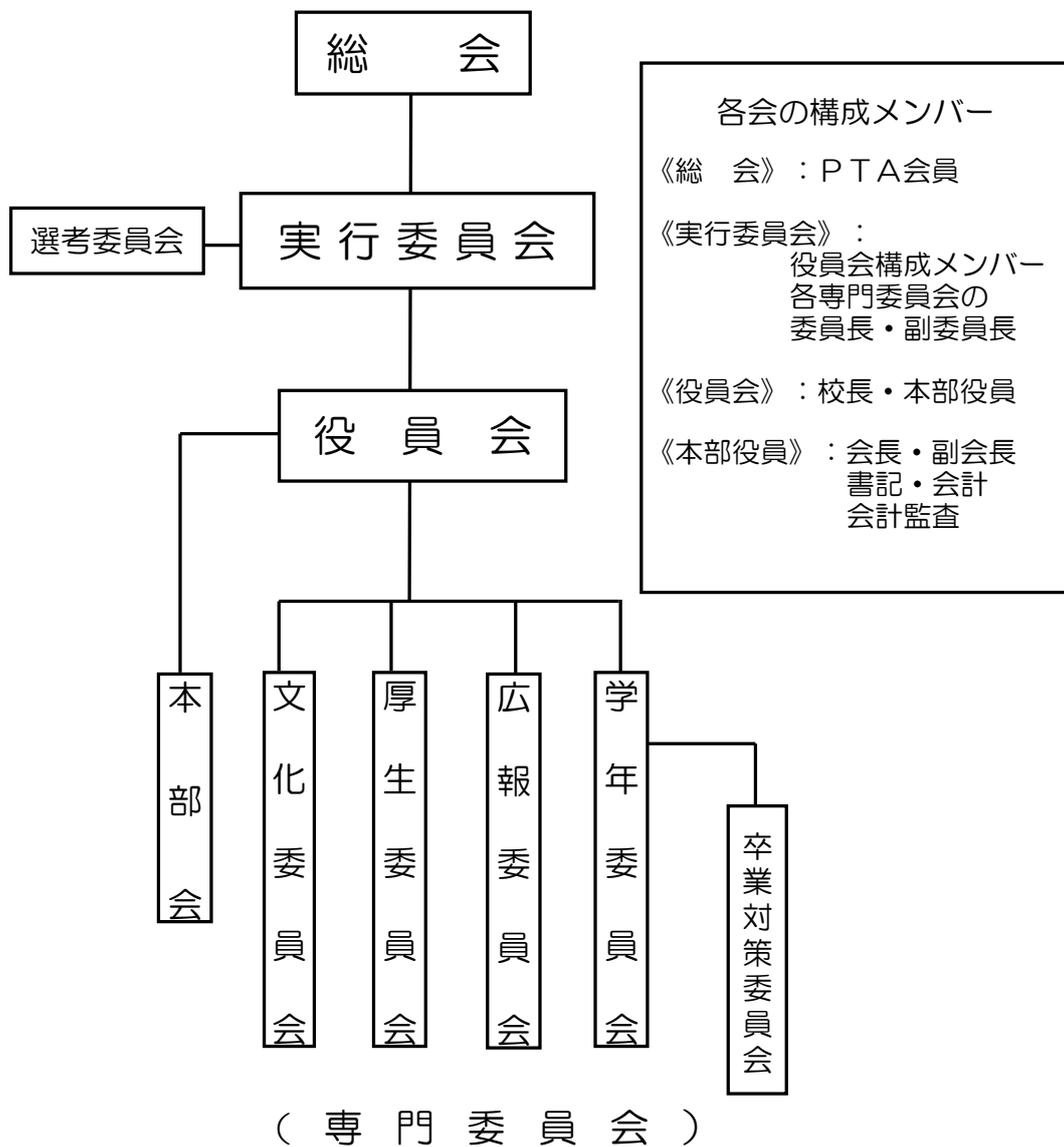
第7条 改 定 等

本細則の施行及び改定については、役員会で定めるものとする。

第8条 附 則

本細則は平成13年4月21日から施行する。
 柏中学校 P T A 内規(平成8年4月施行)は廃止する。
 平成21年4月24日から一部改定し施行する。
 平成30年3月24日から一部改定し施行する。

柏 中 学 校 P T A 組 織 図



*本部役員は選考委員会により推薦され、定期総会での承認を経て決定する。
 *広報・厚生・学年委員は各学年より4～8名の委員を募集、決定する。
 *文化委員は各部活動より2・3年生保護者を募集、決定。全体で30名程度。